



2019年8月期
定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づく
インターネット開示事項

■ 事業報告

従業員の状況……………	1
主要な借入先の状況……………	1
社外役員に関する事項……………	2
会計監査人の状況……………	3
新株予約権等の状況……………	4
業務の適正を確保するための体制……………	6

■ 連結持分変動計算書…………… 12

■ 連結注記表…………… 13

■ 株主資本等変動計算書…………… 24

■ 個別注記表…………… 25

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fastretailing.com/jp/ir/stockinfo/meeting.html>）に掲載することにより株主のみなさまへご提供しております。

事業報告

1 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
56,523人	3,684人増

注. 従業員には、執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,389人	44人増	38歳4ヵ月	4年7ヵ月

注. 従業員には、執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。

2 主要な借入先の状況 (2019年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	3,759百万円
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,419百万円
株式会社みずほフィナンシャルグループ	315百万円

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

株主総会招集ご通知添付の事業報告 52頁 2(1)「取締役及び監査役の状況（2019年8月31日現在）」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会、監査役会 への出席状況	主な活動状況
取締役	半林 亨	取締役会： 開催13回中13回	繊維、アパレル小売業界に精通した世界有数の総合商社の経営に携わった立場から、当社の経営判断、意思決定の過程で、その知識と経験に基づいて助言・提言を行っています。
取締役	服部 暢達	取締役会： 開催13回中13回	世界有数の投資銀行等での長年の経験から、M&Aを含む企業戦略の豊富な知識と知見を有しており、当社の経営判断、意思決定の過程で、専門的な観点から助言・提言を行っています。
取締役	新宅 正明	取締役会： 開催13回中13回	世界有数の情報システム会社の経営に携わった立場から、グローバル企業の経営に関する豊富な知識と知見を有しており、当社の経営判断、意思決定の過程で、専門的な観点から助言・提言を行っています。
取締役	名和 高司	取締役会： 開催13回中12回	世界有数の経営コンサルティング会社での長年の経験から、国際企業戦略の豊富な知識と知見を有しており、当社の経営判断、意思決定の過程で、専門的な観点から助言・提言を行っています。
取締役	大野 直竹	取締役会： 開催11回中11回	国内最大手の建設会社での長年の経営経験から、経営に関する豊富な知識と知見を有しており、当社の経営判断、意思決定の過程で、専門的な観点から助言・提言を行っています。
監査役	安本 隆晴	取締役会： 開催13回中13回 監査役会： 開催13回中13回	公認会計士としての専門的な知見や豊かな経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行っており、また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っています。
監査役	金子 圭子	取締役会： 開催13回中13回 監査役会： 開催13回中13回	弁護士としての専門的な知見や豊かな経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行っており、また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っています。
監査役	樫谷 隆夫	取締役会： 開催13回中13回 監査役会： 開催13回中13回	公認会計士としての専門的な知見や豊かな経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行っており、また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	248百万円
② 当社及び連結子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	312百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社のうち、連結子会社1社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法の法律に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導等の役務提供についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会 2015年11月10日）に基づき定めた会計監査人の選定基準及び評価基準に従い、総合的に検討した結果、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しております。なお、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定方針として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任する旨、その他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

5 新株予約権等の状況 (2019年8月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第9回新株予約権Aタイプ		第9回新株予約権Bタイプ		第9回新株予約権Cタイプ	
決議年月日	2018年10月11日		2018年10月11日		2018年10月11日	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,057株		普通株式 36,275株		普通株式 4,733株	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。		新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。		新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	
新株予約権の行使期間	自 2021年11月9日 至 2028年11月8日		自 2018年12月9日 至 2028年11月8日		2021年11月9日	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	
従業員等への交付状況	当 社 従業員	新株予約権の数： 1,448個 目的となる株式数： 1,448株 交付者数： 17名	当 社 従業員	新株予約権の数： 9,923個 目的となる株式数： 9,923株 交付者数： 419名	当 社 従業員	新株予約権の数： 4,733個 目的となる株式数： 4,733株 交付者数： 40名
	当 社 子会社 従業員	新株予約権の数： 2,609個 目的となる株式数： 2,609株 交付者数： 32名	当 社 子会社 従業員	新株予約権の数： 26,352個 目的となる株式数： 26,352株 交付者数： 1,267名		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	

	第9回新株予約権Aタイプ	第9回新株予約権Bタイプ	第9回新株予約権Cタイプ
代用払込みに関する事項	—	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)	(注)

注. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記3. に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
5. 新株予約権を行使することができる期間
Aタイプ及びBタイプについては、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
Cタイプについては、上記に定める新株予約権を行使することができる期日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日とします。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
8. 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
9. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

6 業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス）

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

「服を変え、常識を変え、世界を変えていく」というコーポレートステートメント（企業理念）を掲げる当社は、「世界No. 1のアパレル情報製造小売業」を目標とした事業拡大とともに、服のビジネスを通じたサステナビリティ活動を通して、お客様、取引先、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからのご要望に応える、迅速で透明性のある経営体制をめざしています。

（2）内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ全体として、適法、適正且つ効率的な事業活動を行うために、事業活動の基本方針を定めた「経営理念」、及び「FAST RETAILING WAY」、並びに企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテイリンググループコードオブコンダクト」の徹底を図るとともに、内部統制システムを構築します。

A. FRグループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」といいます。）各社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、「ファーストリテイリンググループコードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」といいます。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、FRグループにおける企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて、各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。
- ② 当社は、法務部門担当執行役員又は法務部長をコンプライアンス責任者として任命し、FRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。
- ③ 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。当社及びFRグループ各社の監査役は、自己が監査役に就任している会社の取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができます。また、当社及びFRグループ各社の取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社及びFRグループ各社の取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

B. FRグループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社及びFRグループ各社の従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓発を当社及びFRグループ各社の従業員に行い、これを遵守させます。
- ② 当社は、FRグループの内部統制システムの監査を行う監査部門と、FRグループのコンプライアンスの統括部署として法務部門を設置します。
- ③ 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告し、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。
- ④ 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員が利用可能な社内通報システム(以下「ホットライン」といいます。)を整備します。
- ⑤ 弁護士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制とホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行います。当社及びFRグループ各社の取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べ、改善を求めることができます。

C. FRグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びFRグループ各社の取締役等の職務執行に係る以下の文書については、法令・定款のほか、取締役会規程、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、法令上要求される保管期間内は閲覧可能とします。

- 株主総会議事録と関連資料
- 取締役会議事録と関連資料
- 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- その他重要な従業員が主催する重要な会議の議事録と関連資料

D. FRグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、FRグループ各社に対して直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断もしくは停止させる可能性、又は当社及びFRグループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、その管理体制を整えます。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

E. FRグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びFRグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、FRグループ各社（取締役会の存在会社に限りません。）においても、取締役会を法律に従って適切に開催します。
- ② 当社及びFRグループ各社は、各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。
- ③ 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社取締役会決議により定められた各執行役員の仕事分掌に従い、効率的かつ適正に行います。

F. FRグループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びFRグループ各社の財務報告について信頼性及び資産の取得・保管・処分 of 適正さを確保するためのシステム及び継続的にモニタリングする体制を整備します。また、開示委員会を設置し、当社及びFRグループ各社が適時適正な情報開示を行う体制を整備します。

G. 当社及びFRグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びFRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループ各社に適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めます。

経営管理については、FRグループ各社の経営の自主性・自律性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、重要案件の当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行います。

FRグループ各社の取締役等は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

- ② FRグループ各社の取締役等は、経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又は各国の企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題がある場合、監査部門又は法務部門に報告します。報告を受けた監査部門又は法務部門は監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に、改善を求めることができます。

H. 監査役の仕事補助すべき従業員に関する体制並びに当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の仕事補助すべき従業員に関する規程を定め、監査役の仕事補助すべき者として、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役等からの独立性を確保します。
- ② 監査役補助者は当社業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令下で業務を遂行します。

I. 当社及びその子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に都度報告します。前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員並びにFRグループ各社の監査役に対して報告を求めることができます。
- ② 当社及びFRグループ各社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する当社及びFRグループ各社の取締役等又は従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べ、改善を求めることができます。
- ③ 当社は、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員に対し、監査役へ報告を行った者を当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止することを周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理体制を整備します。
- ④ 監査役は、会計監査人、監査部門及びFRグループ各社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。

J. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

K. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識し、必要に応じて意見を述べることができる体制とします。
- ② 代表取締役は監査役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

L. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、FRコードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会的勢力との関係断絶を実行します。

- ① 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持つてはならず、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。
- ② 会社又は自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

(3) 当社における基本方針の運用状況

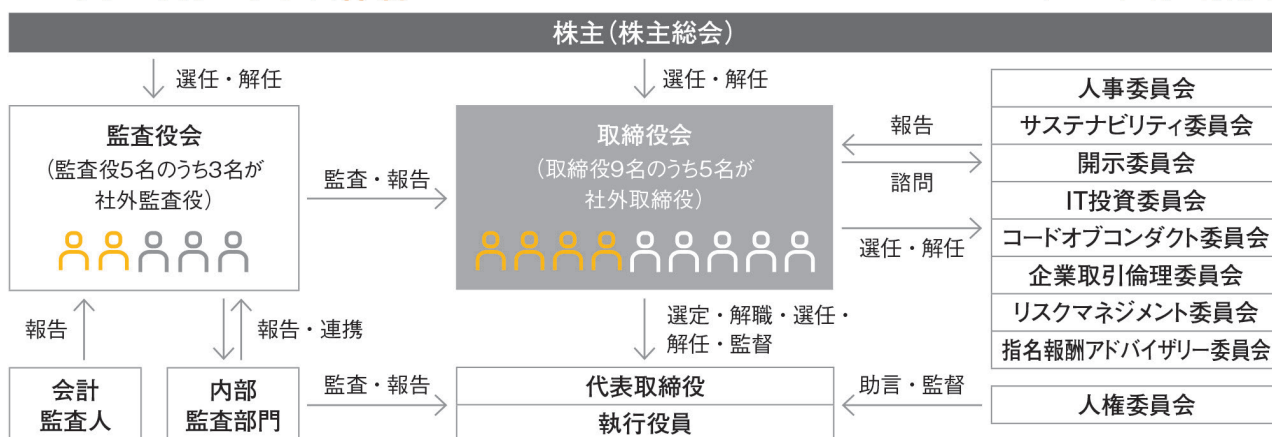
当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。また、週次で経営会議（月曜会議）を開催することで、取締役会より委任された範囲内で、スピーディーに経営戦略や業務計画の見直しができる体制になっております。5名の社外取締役、3名の社外監査役は、取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するため、社外取締役や社外監査役が委員を務める各種委員会を設置しており、適宜開催される各種委員会において、迅速でオープンな討議・決定を行っています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

コーポレートガバナンス体制

(2019年8月31日現在)



各委員会の役割と活動内容、活動状況は以下の通りです。

■ 人事委員会

社外取締役を委員長として、ファーストリテイリンググループの重要な組織変更や人事制度の改定などについて随時討議し、取締役会へ意見・提案を行っています。2019年度は4回開催しました。

■ サステナビリティ委員会

サステナビリティ方針、サステナビリティレポートの作成・公表、環境保全、社会貢献活動、コンプライアンス、ダイバーシティ（多様性）などについて討議し、方向性を決定します。委員長はサステナビリティ部門責任者が務め、委員として社外の有識者や監査役、執行役員などが参加しています。2019年度は4回開催しました。

■ 開示委員会

東京証券取引所（東証）への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催しています。東証・香港証券取引所への適時開示事項及び株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の任意開示事項の決定も行っています。2019年度は15回開催しました。

■ IT投資委員会

情報システムの業務改革を推進するために、最適なIT投資について審議、アドバイスを行っています。具体的には、個別案件の投資効果、外部専門機関によるIT投資予算の妥当性などを検証しています。委員長は代表取締役が務め、委員及びオブザーバーとして社外の有識者や社外取締役、執行役員などが参加しています。2019年度は10回開催しました。

■ コードオブコンダクト委員会

ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト (FRコードオブコンダクト) の違反事例について解決策を検討し、改善を図っています。また、役員・従業員へのFRコードオブコンダクトの啓発活動についての助言及び社内通報システム (ホットライン) の運用へのアドバイスを行っています。委員長は法務部門責任者が務め、委員には弁護士資格を有する社外監査役などが参加しています。2019年度は11回開催しました。

■ 企業取引倫理委員会

優越的な地位を利用してお取引先企業 (生産工場、納入業者など) に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。外部の専門機関による実態調査やお取引先へのアンケート結果などに基つき、担当部署への助言、勧告を行っています。委員長はサステナビリティ部門責任者が務め、委員として監査役 (社外監査役を含みます)、執行役員などが参加しています。2019年度は12回開催しました。

■ リスクマネジメント委員会

事業活動に潜むリスクを定期的に洗い出し、重要リスクの特定とその管理体制の強化を図るため、事業への影響度・頻度などを分析・評価し、リスクの高いものから対応策が議論され、発生前の牽制を行うことをめざしています。委員長はグループCF0が務め、委員として社外取締役、執行役員などが参加しています。2019年度は9回開催しました。

■ 指名報酬アドバイザリー委員会

任意の機関として、取締役及び監査役候補の要件・指名方針、取締役の報酬の決定方針、最高経営責任者 (CEO) の要件、サクセッションプランなど、ファーストリテイリングのガバナンスに関する重要事項を討議し、取締役会に助言します。委員長は、取締役会で指名された取締役が務め、委員の過半数は独立社外役員 (取締役及び監査役) となっています。2019年度は1回開催しました。

■ 人権委員会

社外有識者を委員長として、人権デューディリジェンスの実行についての審議やアドバイスを行います。2018年に策定されたファーストリテイリンググループの人権方針に基づく人権尊重の責任が果たされ、業務が適正に行われるように、業務執行部門への助言や教育啓発活動を行っています。また、勧告及び監督の責任も担い、人権侵害が起こった場合には調査し、救済措置を取ります。2019年度は8回開催しました。

各委員会の取締役・監査役・執行役員等の構成は、株主総会招集ご通知の41頁をご参照ください。

連結持分変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
2018年9月1日残高	10,273	18,275	815,146	△15,429	37	15,429
連結会計年度中の変動額						
当期利益	—	—	162,578	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△734	△29,359
連結包括利益合計	—	—	162,578	—	△734	△29,359
自己株式の取得	—	—	—	△2	—	—
自己株式の処分	—	1,558	—	159	—	—
剰余金の配当	—	—	△48,976	—	—	—
株式報酬取引による増加	—	769	—	—	—	—
子会社の設立に伴う払込	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	—	—
非金融資産への振替	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	2,328	△48,976	157	—	—
当期変動額合計	—	2,328	113,602	157	△734	△29,359
2019年8月31日残高	10,273	20,603	928,748	△15,271	△697	△13,929

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	合 計			
2018年9月1日残高	19,202	—	34,669	862,936	39,841	902,777
連結会計年度中の変動額						
当期利益	—	—	—	162,578	15,467	178,046
その他の包括利益	8,427	△11	△21,678	△21,678	△1,318	△22,997
連結包括利益合計	8,427	△11	△21,678	140,900	14,148	155,049
自己株式の取得	—	—	—	△2	—	△2
自己株式の処分	—	—	—	1,718	—	1,718
剰余金の配当	—	—	—	△48,976	△9,218	△58,195
株式報酬取引による増加	—	—	—	769	—	769
子会社の設立に伴う払込	—	—	—	—	239	239
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	—	353	353
非金融資産への振替	△18,723	—	△18,723	△18,723	△451	△19,175
所有者との取引額合計	△18,723	—	△18,723	△65,215	△9,076	△74,292
当期変動額合計	△10,296	△11	△40,402	75,685	5,071	80,757
2019年8月31日残高	8,906	△11	△5,732	938,621	44,913	983,534

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

133社

主要な連結子会社の名称

株式会社ユニクロ

優衣庫商貿有限公司

FRL Korea Co., Ltd.

UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED

UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD

UNIQLO EUROPE LTD

UNIQLO VIETNAM Co., Ltd

極優（上海）商貿有限公司

Theory LLC

COMPTOIR DES COTONNIERS S. A. S.

J Brand, Inc.

迅銷（中国）商貿有限公司

迅銷（上海）商業有限公司

FAST RETAILING (SINGAPORE) PTE. LTD.

PT. FAST RETAILING INDONESIA

Fast Retailing USA, Inc.

UNIQLO INDIA PRIVATE LIMITED

株式会社ジーユー

FAST RETAILING FRANCE S. A. S.

株式会社プラステ

PRINCESSE TAM TAM S. A. S.

他112社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数

4社

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

迅銷（中国）商貿有限公司、優衣庫商貿有限公司、迅銷（上海）商業有限公司、極優（上海）商貿有限公司他10社の決算日は12月31日、3月31日又は6月30日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

A. 金融資産及び金融負債の評価基準及び評価方法

(1) 金融資産

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しており、この分類は当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

③ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。

評価時点において契約上の支払期日を超過している場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、当該評価を行う際には、その他の合理的に利用可能かつ裏付可能な情報を考慮しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しております。

発行者又は債務者が重大な財政的困難にある場合や、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している場合、債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行と判断される場合、信用減損金融資産として取り扱っております。

上記に関わらず、法的に請求権が消滅する等、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

④ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止いたします。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(2) 非デリバティブ金融負債

① 当初認識及び測定

当社グループは、社債及び借入金等をその発効日に当初認識し、その他の金融負債を取引日に当初認識しています。金融負債について、損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しており、この分類は当初認識時に決定しています。すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しています。

② 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、損益を通じて公正価値で測定する金融負債について、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当連結会計年度の損益として認識しています。償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当連結会計年度の損益として認識しています。

③ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

B. デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

C. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しており、原価の算定にあたっては、主として加重平均法を採用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

D. 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去及び設置していた場所の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、以下の主な見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されます。

建物及び構築物	3～30年
器具備品及び運搬具	5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、将来に反映される見積りの変動の影響を考慮して、各連結会計年度末に見直されます。

② 無形資産（リース資産は除く）

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

社内利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

③ リース資産

リース契約により、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する場合、当該リース取引はファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リース以外のリース取引は、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース資産は、リース開始時のリース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって資産計上しております。最低リース料は、利子率が負債残高に対して一定率になるように金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

借手のオペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

貸手のオペレーティング・リースの賃貸収益は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

E. 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、報告日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りに基づいて測定しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

各引当金の説明は以下のとおりであります。

資産除去債務引当金

本社ビルをはじめとしたオフィス及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を見積り、引当金として計上しております。使用見込期間を取得から耐用年数到来時と見積り、割引率は主に0.00～1.00%を使用して計算しております。

F. のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

G. 収益

当社グループは、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、グローバルに衣料品販売事業を展開しており、このような衣料品販売については、通常、衣料の引渡時点において顧客が当該衣料品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該衣料品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

H. 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで各社の機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目の換算差額は、その期間の損益として認識しております。

外貨建ての取得原価により測定する非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建ての公正価値により測定する非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の為替換算差額は、非貨幣性項目に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性項目に係る利得又は損失を純損益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益で認識しております。

② 在外営業活動体の換算

当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は報告日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

I. 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

当社グループは、為替予約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引である場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

J. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

K. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更に関する事項

IFRS第9号「金融商品」の適用

① 金融商品の分類と測定

当社グループは、従来「売却可能金融資産」として分類していた資本性金融商品は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しております。連結持分変動計算書において、当連結会計年度の期首より「売却可能金融資産」を「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に組み替えて表示しております。当社グループでは、経過措置に従って、前連結会計年度の連結財務諸表にはIFRS第9号を遡及適用しておりません。

② 金融資産の減損損失

償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識する方法に変更しております。

③ ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号のヘッジ会計の規定を適用し、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従ってヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係で、IFRS第9号に従ってもなおヘッジ会計の適格要件を満たすものは、継続しているヘッジ関係として取り扱っております。

なお、IFRS第9号の適用は、当社グループの連結計算書類に重要な影響を与えるものではありません。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社グループは、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、グローバルに衣料品販売事業を展開しており、このような衣料品販売については、通常、衣料の引渡時点において顧客が当該衣料品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該衣料品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

なお、IFRS第15号の適用は、当社グループの連結計算書類に重要な影響を与えるものではありません。

2 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

231,092百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金

871百万円

(3) 偶発債務

金融機関からの借入金等に対する保証債務

294百万円

3 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	106,073,656株

(2) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 143,233株

(3) 剰余金の配当に関する事項

A. 配当金支払額

① 2018年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	24,484,748千円
1株当たり配当額	240円
基準日	2018年8月31日
効力発生日	2018年11月9日

② 2019年4月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	24,492,222千円
1株当たり配当額	240円
基準日	2019年2月28日
効力発生日	2019年5月13日

B. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

取締役会決議日	2019年11月5日
配当金の総額	24,494,816千円
1株当たり配当額	240円
基準日	2019年8月31日
効力発生日	2019年11月8日

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

A. 財務上のリスク管理

当社グループは、資金調達についてグループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）によるグループ資金の有効活用を図る一方、金融機関からの借り入れも行っております。一時的な余資については利回りが確定しており、かつ、元本割れの可能性が極めて少ない金融商品を中心に運用することとしております。デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

B. 市場リスク管理

① 為替変動リスク管理

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、当社の営業拠点の現地通貨以外の通貨による売買取引及びファイナンスに関連する為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、外貨建て営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

② 金利変動リスク管理

当社グループの有利子負債の殆どは社債であり、固定金利により調達されておりますが、有利子負債を超える現金及び現金同等物を維持しております。現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

③ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はありません。資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握しております。

C. 信用リスク管理

当社グループでは、債権の発生を伴う継続的取引を開始する時は取引先ごとに、与信限度額、及び必要に応じて与信期間を設定し、財務部門が管理しております。売掛金は、広範囲の産業や地域に及ぶ多数の顧客に対するものであります。当社グループは、定期的取引先の信用調査を行っており、必要な場合には担保取得などの保全措置も講じております。当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有しておりません。敷金・保証金については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握により、リスク軽減を図っております。

D. 流動性リスク管理

当社グループは、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクを管理する最終的な責任は、取締役会から委任を受けたCFOにあります。CFOの指示を受け、当社グループの財務部門が中心となり、適切に余剰金及び銀行からの借入枠を維持し、予算とキャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めておりません。

金融資産	帳簿価額	公正価値
敷金・保証金	62,398百万円	63,982百万円
合計	62,398百万円	63,982百万円

金融負債	帳簿価額	公正価値
長期借入金	4,258百万円	4,258百万円
社債	469,183百万円	478,638百万円
リース債務	38,726百万円	38,595百万円
合計	512,168百万円	521,492百万円

注．長期借入金及びリース債務は1年内返済予定の残高を含んでおります。

公正価値が帳簿価額と近似している金融資産及び金融負債については、注記を省略しております。

敷金・保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

社債の公正価値については、公表されている市場価格を参照して算定しております。

長期借入金及びリース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

敷金・保証金、社債、長期借入金及びリース債務の公正価値については、レベル2に分類しております。

5 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	9,196円61銭
基本的1株当たり当期利益	1,593円20銭
希薄化後1株当たり当期利益	1,590円55銭

6 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2018年9月1日から2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年9月1日残高	10,273	4,578	4,816	9,395	818	185,100	268,286	454,204
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△48,976	△48,976
当期純利益	—	—	—	—	—	—	106,113	106,113
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	1,519	1,519	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,519	1,519	—	—	57,136	57,136
2019年8月31日残高	10,273	4,578	6,335	10,914	818	185,100	325,423	511,341

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年9月1日残高	△15,429	458,445	△427	△427	5,211	463,229
当期変動額						
剰余金の配当	—	△48,976	—	—	—	△48,976
当期純利益	—	106,113	—	—	—	106,113
自己株式の取得	△2	△2	—	—	—	△2
自己株式の処分	159	1,679	—	—	—	1,679
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△1,106	△1,106	769	△336
当期変動額合計	157	58,813	△1,106	△1,106	769	58,476
2019年8月31日残高	△15,271	517,258	△1,533	△1,533	5,981	521,706

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

A. 子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

B. その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

A. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～10年

器具備品 5年

B. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

C. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,880百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	48,201百万円
② 短期金銭債務	35,580百万円
③ 長期金銭債務	1,424百万円

(3) 偶発債務

① 家賃に対する保証債務	50,452百万円
② 金融機関からの借入金等に対する保証債務	10,472百万円

4 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	
営業収益	182,780百万円
営業費用	1,462百万円
営業外取引高	44百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	4,011,921株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産

賞与引当金	812百万円
減価償却超過額	586百万円
関係会社株式評価損	50,736百万円
減損損失	482百万円
貸倒引当金	321百万円
その他有価証券評価差額金	765百万円
繰越欠損金	3,638百万円
ソフトウェア	2,022百万円
その他	4,905百万円
繰延税金資産 小計	64,271百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,638百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△54,524百万円
評価性引当額 小計	△58,163百万円
繰延税金資産 合計	6,107百万円

繰延税金負債

関係会社株式みなし譲渡損失	1,893百万円
その他	830百万円
繰延税金負債 合計	2,723百万円
繰延税金資産の純額	3,384百万円

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
			(百万円)		(%)			(百万円)		(百万円)
連 結 子会社	株式会社 ユニクロ	山口市	1,000	衣料品 関連 事業	100.0	商標使用 契約関係等 役員の兼務	サービスフィー等の 受取 ^{注1}	25,133	営業未収入金	11,424
連 結 子会社	Fast Retailing USA, Inc.	ニューヨーク市	100,446	衣料品 関連 事業	100.0	役務の提供 関係等 役員の兼務	資金の回収 ^{注2}	695	関係会社 短期貸付金	87,018
							利息の受取 ^{注2}	2,662		
							債務保証 ^{注3}	44,954		
連 結 子会社	FAST RETAILING FRANCE S. A. S.	パリ市	12,552	衣料品 関連 事業	100.0	役務の提供 関係等 役員の兼務	資金の回収 ^{注2}	27,587	関係会社 短期貸付金	5,479
							増資の引受 ^{注4}	19,496	関係会社 長期貸付金	3,678
連 結 子会社	UNIQLO EUROPE LTD	ロンドン市	10,965	衣料品 関連 事業	100.0	役務の提供 関係等 役員の兼務	資金の貸付 ^{注2}	14,833	関係会社 短期貸付金	6,500
									関係会社 長期貸付金	7,815
連 結 子会社	株式会社 ジーユー	山口市	10	衣料品 関連 事業	100.0	役務の提供 関係等 役員の兼務	寄託契約による資金 の預り ^{注2}	24,119	預り金	26,753

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1. 当社はシステムサービス等の対価として、サービスフィー等を受け取っております。サービスフィー等については、売上高の一定割合によっており、その料率はグループ会社との間で同一の合理的な基準より決定しております。
2. 資金の貸付及び資金の寄託による利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また資金の寄託による取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。
3. 当社は借入金、家賃等について債務保証を行っております。
4. 増資の引受は、FAST RETAILING FRANCE S. A. S. の行った増資を全額引き受けたものであります。
5. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
			(百万円)		(%)			(百万円)		(百万円)
役員が 議決権 の過半 数を所 有する 会社	T T Y Management B.V. (注1)	アムステル ダム市	71,826	資産の 保有・ 運用等	被所有 直接5.2	当社子会社 による店舗 不動産の賃 借 役員の兼任	保証の差入 (注2)	7,473	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1. 当社代表取締役会長兼社長柳井正が議決権の過半数を保有しています。
2. 当社子会社とTTY Management B.V. との店舗不動産の賃貸借取引に関して、当社は解約不能期間の家賃に相当する当社子会社の債務に対して保証の差入を行っております。
3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

8 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,053円07銭
1株当たり当期純利益	1,039円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,038円14銭

9 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。